市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

#### 市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の 路線を廃止する。

路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	備考
南	鶴間五丁目	鶴間五丁目			
518 号	1020 番 16 地先	1239番 1 地先	1.82	100.00	別図 1
鶴川	能ヶ谷三丁目	能ヶ谷三丁目			
82 号	558番1地先	572番 1 地先	1.82	65.00	別図 2
堺	相原町	相原町			
311 号	1285 番 1 地先	1311番 1 地先	1.82	105.80	別図 3

#### 説明

本件は、道路として機能のない路線を廃止するものです。

#### 別図 1

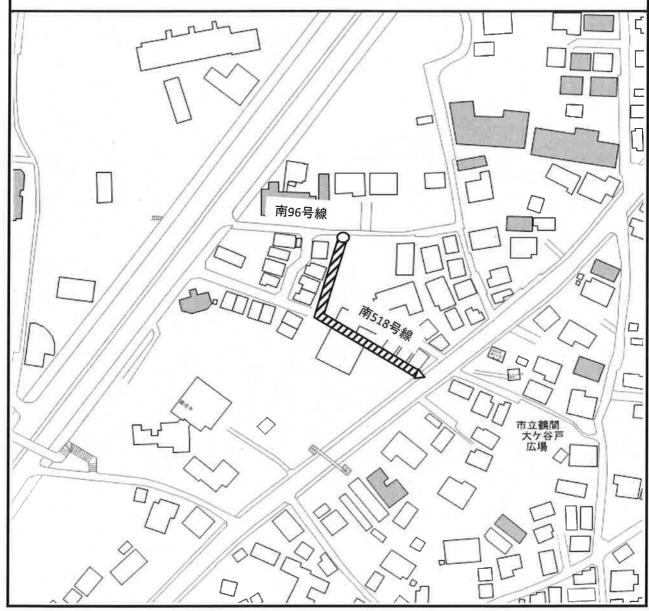
# 市道路線の廃止略図

町田市 鶴間五丁目 地内市道 南518号線(全部廃止)



廃止する区間





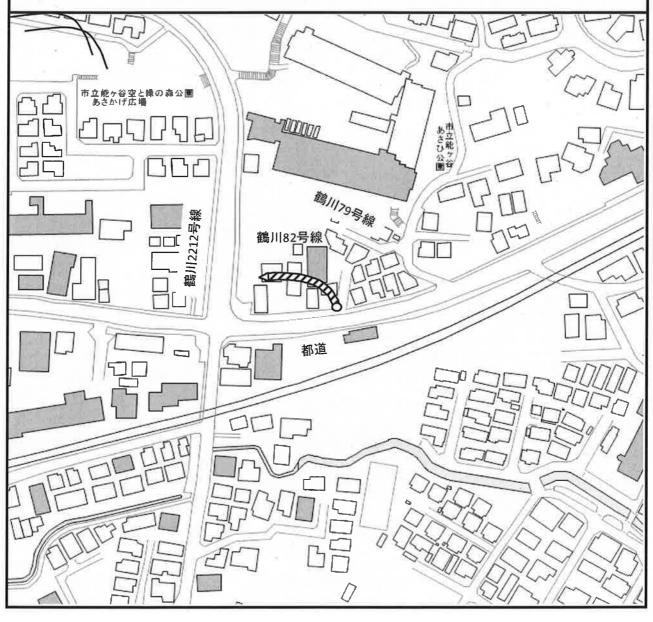
# 市道路線の廃止略図

町田市能ヶ谷三丁目 地内 市道 鶴川82号線(全部廃止)



廃止する区間





# 市道路線の廃止略図

町田市相原町 地内 市道 堺311号線(一部廃止)



廃止する区間



